

令和4年第7回教育委員会会議

令和4年5月11日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 ただいまから令和4年第7回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○杉本教育総務課長 本日、内村教育監が後ほどの出席となります。それから、稲垣学校教育課長が欠席でございます。

また、議案第24号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についての説明者といたしまして、森青少年育成室室長に、それから、議案第25号、四日市市社会教育委員の委嘱についての説明者として、加藤市民生活課課長補佐に出席いただいております。

以上でございます。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えでしょうか。

○伊藤教育総務課主幹 本日は傍聴者はありません。

2 会議録の承認

○廣瀬教育長 では、さきにお渡ししてございます令和4年第4回の会議録について、何かございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 よろしいようですので、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、数馬委員と豊田委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議ないようですから、提案どおり決定をいたします。

4 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案4件、協議事項1件です。

協議事項、新図書館については、内部での検討段階であることから非公開で協議する必要があると考えておりますが、皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、後ほど非公開にて協議をいたします。

(1) 議案

議案第22号 四日市市立博物館協議会委員の任命について

議案第23号 四日市市立図書館協議会委員の任命について

議案第24号 四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第25号 四日市市社会教育委員の委嘱について

○廣瀬教育長 それでは、議案の説明に入ります。

議案第22号、四日市市立博物館協議会委員の任命についての説明をお願いします。

○廣瀬博物館副館長 博物館、廣瀬でございます。おはようございます。

資料25分の3ページを御覧ください。市立博物館協議会委員の任命について御説明いたします。

資料6ページをお開きいただきまして、一番上段にあります。この博物館法に公立博物館に博物館協議会を置くことができるとされております。委員の構成につきましては、第22条にありますように、文部科学省令で定める基準を参酌することとなっております。その文科省令が、中段にあります第18条です。その基準というのが、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命」ということになっております。

一番下段、市立博物館条例では、その文科省の基準を参考に第15条の2として、「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する」というふうになっております。

この会議の内容は、5ページを御覧ください。

博物館の事業報告や次年度以降の計画に対して意見をいただいたり、中期的な博物館の方向性等について提案を行い、意見をもらったりしております。

開催頻度は、年間3回を実施しております。過去は2回でしたが、2回ですと、どうしても、今年の予定と来年の予定で終わってしまう。なかなか中期的な見通しというものを委員の方から御意見をいただくということが難しかったために、昨年度から3回実施をしております。

4ページの表のところを御覧ください。

今回の委員につきましては人事異動により変更するもので、2番と3番、4番の方々を新たに任命するものです。期間は、前任者の残任期間ということで、令和5年5月31日までとなります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○廣瀬教育長 ただいまの説明について御質問等よろしいでしょうか。御意見いかがでしょうか。

では、続きまして、第23号議案、四日市市立図書館協議会委員の任命について説明をお願いいたします。

○堀田図書館長 図書館長の堀田です。よろしくお願ひいたします。

資料25分の7ページを御覧ください。議案第23号、四日市市立図書館協議会委員の任命について御説明させていただきます。

今回、次の9名の方を任命させていただきたいと思っております。

資料10ページを御覧ください。

こちらにありますように、図書館協議会、図書館法の第14条、「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」となっております。

次に、11ページを御覧ください。図書館協議会委員の任命についてですが、第2条、「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会が任命する」となっております。また、第3条にありますように、委員の定数については9名以内となっております。

資料を戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

今回任命させていただくのは、この9名の方々になります。9名中3名の方が、今回、改めて新任となる方です。

活動の内容としましては、年間3回程度、会議を開かせていただこうと思っております。

て、図書館の事業方針であったり事業計画、また、事業実績の報告、また、現在の図書館における課題等について御意見をいただいたり、今取り組んでおります新図書館に向けての現在の状況等について御意見をいただくことになっております。

私からは以上になります。よろしく申し上げます。

○**廣瀬教育長** ただいまの説明につきまして、御質問はよろしいでしょうか。

○**伊藤委員** 教えていただきたいんですけども、今説明にありましたように、今後、新図書館のいろんな計画が進められていくと思うんですが、これまでも幾つかの計画を出されていて、今後進んでいく中で、この協議会の役割や位置づけをどのように想定、計画されているのか、加えて説明をお願いできたらなと思います。

○**堀田図書館長** 今回、こちらの市役所の隣に建てる計画があったときも、協議会から御意見をまとめていただきまして市にお出しいただいていますので、今回も、今進んでいる状態を御説明させていただきながら、導入機能についてであるとか、基本的な重点方針などについて御意見をいただきまして、十分取り入れていきたいと考えております。

○**廣瀬教育長** よろしいですか。

○**伊藤委員** 分かりました。

○**廣瀬教育長** ほか、御意見、御質問はよろしいでしょうか。

では続きまして、議案第24号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命について説明をお願いします。

○**森青少年育成室長** 青少年育成室の森と申します。よろしくお願ひいたします。座って失礼いたします。

議案第24号、四日市市少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命についてをお諮りいただきます。

資料16ページを御覧ください。下段になります。四日市市少年自然の家運営協議会規則第3条の規定に基づきまして、今回は、全委員9名見える中、4名の少年自然の家運営協議会委員に委嘱または任命することについて書いております。

議案資料の14ページを御覧ください。表中、上から、森田さん、川上さん、竹内さんの3名が委嘱、前田さん1名が任命となります。

この4名は、前任者の残任期間に当たります令和4年7月1日から令和5年6月30日までの任期というようなことになります。

なお、本運営協議会は、年2回の会議を行い、少年自然の家の運営状況や利用状況等を

審議いたします。特に昨年度は、コロナ禍における安全・安心な施設運営についてや、水沢地区の住民と一体となって周辺地域の活性化につながるような活動についても議論いたしました。

今年度は、7月8日に第1回協議会を少年自然の家で開催する予定でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○廣瀬教育長 ただいまの説明につきまして、御質問はよろしいでしょうか。御意見、よろしいでしょうか。

ないようですので、続いて、議案第25号、四日市市社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。

○加藤市民生活課課長補佐 市民生活部市民生活課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案第25号、四日市市社会教育委員の委嘱についてでございます。

社会教育委員に関することにつきましては、今年度、令和4年度から教育委員会から補助執行という形で市長部局の市民生活部市民生活課が所管することとなりましたので、私から説明を差し上げます。

資料でございますが、25分の20ページから御覧いただきたいと思います。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条により市町村に置くことができるとされているものでございまして、隣の21ページに四日市市社会教育委員設置条例がございしますが、この条例を制定し、この条例に基づいて委員の委嘱を行っております。現在11名の委員がいらっしゃいます。

資料を戻っていただいて19ページをお願いいたします。

議案参考資料といたしまして、社会教育委員の活動等について記載をしております。本市の社会教育に関する御意見を頂戴し、また、御審議いただく場としまして、四日市市社会教育委員会議を年間2回行っております。毎回テーマを決めまして、社会教育に関連する市の施策や取組などについて、委員の皆様にご議論をいただいております。

令和3年度は、11月と3月の2回会議を開催いたしまして、会議では、羽津地区で運営されております多世代交流施設、さろんde志氏我野をお招きし、その取組についてお話を伺ったり、これからの生涯学習、社会教育を議題として、県の教育委員会事務局、社会教育・文化財課の担当者を交えた議論なども行っております。このほか、社会教育委員の役割と活動についてを議題として、委員それぞれのお立場から現状や課題等を出し合っ

ていただいたり、コロナ禍が及ぼす影響や、社会教育委員としての地域との関わり方といった課題の洗い出しのほか、人もしくは地域との関わりやつながりの大切さ、中高生をはじめとした若い力の必要性等について御議論をいただいております。

さらに資料を戻っていただきまして、17ページをお願いします。

本日の議案でございます。資料に記載の10名の方々を社会教育委員として委嘱することについてお諮りいたします。

1枚めくっていただいて18ページに、議案参考資料としまして委員の名簿案をつけさせていただきます。御覧ください。全11名の委員のうち、ナンバー5、出口文彦委員以外の10名の委員の任期が、令和4年5月末、今月末で満了ということで、改選に伴う委嘱を行うものでございます。

名簿には氏名と役職団体名と任期の記載がございますけれども、本日お諮りいたします10名の方々の任期につきましては、現委員の任期満了日の続きになります令和4年6月1日からの2年間になってございます。

ちなみに、ナンバー1から4、5番を飛ばしまして、6、7につきましては、今回新たに委員をお願いする新任の委員です。8から11が再任、引き続きのお願いをする方々でございます。1から8につきましては、各団体から御推薦をいただいた委員でございます。9、10、11につきましては、事務局が直接お願いし、引き続きの就任をお願いした方々でございます。

社会教育委員の委嘱について、説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廣瀬教育長 ただいま御説明いただきました件につきまして、御質問はよろしいでしょうか。

○鈴木委員 議論の内容というところで、子ども食堂などの取組の周知方法やスタッフの確保というところがあるんですけども、私は四日市市の子供食堂を1件しか知らないんですけども、ほかにも子ども食堂をしてほしいというような形で働きかけているような状況なのか、それとも、そこで議論して、皆さん一般の方がしたいんだけどという相談を受けたりということをしているのか、そのところをお聞きしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○加藤市民生活課課長補佐 こちらについては、申し上げましたさろんで志氏我野の取組の中で子ども食堂をやってもらっていついていまして、その志氏我野の取組のことについて御議論をいただいたということでございます。ですので、市全体の、子ども食堂につい

での議論という意味ではないということでございます。

○鈴木委員 そうなんですね。ありがとうございました。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 今年度から、少し構造が変わりましたので、もう社会教育委員というか、この委員会は、学校教育とか社会教育とか家庭教育とか、こういった分野に広く及んで話をさせていただくということで、教育委員会が委嘱ということになるんですけども、そういう内容を例えば教育委員会でお話ししなければならないことも当然出てくるだろうしということで、その辺りは、機構の変化というか改革で、これからのような形になるんでしょうけれども、よりスムーズに、風通しよくしていただけたらというのが要望でございます。

○加藤市民生活課課長補佐 そのようになるように私どもが主にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○廣瀬教育長 ほか、よろしいですか。

それでは、議案第22号から25号のそれぞれの委員の任命、委嘱については承認いただけるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 それでは、承認いたします。

(2) 協議

1 新図書館について

○廣瀬教育長 それでは、これより、さきにお諮りしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はお見えでしょうか。よろしいですね。